



令和2年3月25日
住宅都市局 住宅管理課

市政記者各位

新型コロナウイルス感染症の影響により住まいにお困りの方への 市営住宅の提供及び市営住宅家賃の減免等について

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や離職等により、住まいにお困りの方に市営住宅を提供します。

また、市営住宅の入居者で、休業や失業で市営住宅家賃の支払いについてお困りの方に対して、家賃減免や徴収猶予等の負担軽減措置を行います。

1 市営住宅の提供について

- (1) 入居対象者 市内在住または在勤の方で、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や失業等により、社員寮等を退去した方
- (2) 入居期間 原則6か月以内、最長1年間まで延長可能
- (3) 家賃額 入居される住戸の最低家賃(12,000円~24,000円程度)
※入居者が利用する電気、ガス、水道料金等や共益費は自己負担となります。
- (4) 提供戸数 当面20戸

2 家賃の減免等について

- (1) 対象者 市営住宅の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方
- (2) 減免額 世帯の状況に応じて決定
- (3) 申請の方法 窓口での申請のほか、郵送による申請も可能
(令和2年4月30日の当日消印有効)
- (4) その他 家賃の徴収猶予等についても相談に応じて個別に対応

3 お問い合わせ・申込先

- (1) 市営住宅の提供について
福岡市住宅都市局住宅管理課(福岡市博多区店屋町4-1 市営住宅センター2F)
電話：092-283-1313
- (2) 家賃の減免申請等について
福岡市住宅供給公社業務課(福岡市博多区店屋町4-1 市営住宅センター2F)
電話：092-271-2562

【問い合わせ先】 住宅都市局住宅管理課 課長：竹永、担当：吉富・若山
TEL 092-283-1312 FAX 092-271-2556